

平成 19 年度第 1 回八戸市男女共同参画審議会議事録

と き：平成 19 年 7 月 11 日（水）午前 10 時～正午

ところ：市庁別館 8 階 研修室

出席者：佐藤会長・白鳥副会長・岩館委員・小林委員・中門委員・竹内委員・横川委員
本間委員・渡辺委員・坂本委員・刈屋委員・杉山委員・岩間委員

<開会>

●事務局：皆様おはようございます。定刻となりましたので、平成 19 年度第 1 回男女共同参画審議会を開催いたします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。上から次第、苦情処理のフロー、苦情処理検討資料、「こんな問題に悩んでいませんか」というリーフレットです。こちらのリーフレットは、青森労働局雇用均等室様よりご提供いただいた資料でございます。続きまして、男女共同参画社会の形成の状況、最後に、八戸市男女共同参画審議会第 3 期委員名簿となっております。本日の配布資料は以上となっておりますが、不足の方、おいででしょうか。

続きまして、事前に配布した資料の確認をさせていただきます。内閣府発行の苦情処理ガイドブックからの抜粋のコピー、平成 18 年度八戸市男女共同参画推進事業の報告、そして、平成 19 年度八戸市男女共同参画推進事業となっております。

また、案内と同時に持参をお願いいたしました、男女共同参画社会をめざす はちのへプラン 2006、同はちのへプラン 2006 実施計画、事業所アンケートの結果報告書です。お手元がない方はお知らせいただければ、予備がございますのでお渡しいたします。いかがでしょうか。

<会長あいさつ>

●事務局：それでは会長、ごあいさつをお願いいたします。

●会長：おはようございます。

第 3 期の審議会も 2 年目に入りまして、去年は事業所へのアンケートでほぼ 1 年間を費やした形となりました。お陰様で立派な報告書もできあがりしました。今日、議題が終わって時間がありましたら、またこの報告書の中身等についての感想やご意見をお聞かせいただこうかと考えておりますので、よろしく申し上げます。

今年度も 3 回の審議会を予定しておりますが、スケジュールについて簡単に申し上げますと、第 1 回の今日は、すでにご通知のとおり、男女共同参画に関する苦情処理についての検討ということになっております。

第 2 回は、男女共同参画に関する苦情処理についてのまとめと、男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2006 の推進状況についての調査・検討を行います。

第 3 回は、審議会 2 年間のまとめということで、市長への提言内容の検討を行いたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

また、青森労働局雇用均等室長であった熊倉委員が 4 月 1 日付けで人事異動となったので、同じく雇用均等室長の本間委員にご就任いただきました。よろしく申し上げます。ここで簡

単に自己紹介をお願いしたいと思います。

<新委員自己紹介>

●委員：皆様おはようございます。本間でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は北海道から参りまして、まだ3か月ちょっとでございます。八戸市の活動が大変熱心であり敬服しているところでございます。この場をお借りして、私どもの行政の理解も進めて参りながらも、ぜひ皆様方のいろいろなご意見を承り、少しでも貢献できればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●会長：ありがとうございました。

<事務局報告>

●会長：それではここで、事務局の報告に入りたいと思います。よろしくお願い致します。

●事務局：皆様おはようございます。最初に担当職員の紹介をさせていただきます。

※担当職員紹介

これからどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、18年度の事業報告に移らせていただきます。事前に配布してございました平成18年度八戸市男女共同参画推進事業（報告）という資料をご覧いただきたいと思っております。主なものについてご説明申し上げます。

①から③までは、審議会あるいは庁内委員会等々の会議を掲載してございます。

④はちのへ女性まちづくり塾ですが、7月から2月まで10講義を開催し、12名が修了しております。これによりまして、当塾が開講した平成13年度から、合計85名が修了となっております。講義内容といたしまして、市政全般にわたるものだけでなく、八戸市の歴史と観光をテーマとしたえんぶりを公開講座として開催し、一般の方々にも一緒に学習していただく機会を設けてございます。

次に3ページをご覧いただきたいと思っております。⑤女と男の明日を考える八戸市民のつどいですが、市民大学講座と共催で9月20日に開催いたしました。講師には、介護プロデューサー・マーケッターの竹永睦男さんをお迎えしまして、「男女で分かち合う介護」をテーマにお話しいただきました。参加者約300人を集め、盛況に終えることができました。

4ページの⑩人権啓発活動地方委託事業の実施についてですが、平成17年度に続きまして、県の人権啓発活動地方委託事業を受託いたしまして、7月27日に人権啓発研修会、6月から11月まで地域コミュニティ意識啓発事業として、各地区公民館まつりや八戸市健康まつり、南郷の産業文化まつりなどに出向きまして、パネル展の開催や来場者への啓発物品の配布などにより、人権意識の啓発に努めました。

18年度の主な事業は以上でございます。

次に、平成19年度八戸市男女共同参画推進事業という資料をご覧ください。

まず、18年度に続きましてプランの推進、あるいは審議会、推進会議等を開催していく予定でございます。

1ページの一番下の男女共同参画推進月間事業をご覧ください。9月26日に「女と男の明日を考える八戸市民のつどい」を市民大学講座と共催で開催いたします。講師には経済アナ

リストで獨協大学教授の森永卓郎さんをお迎えして、「男と女のあり方が変わる、経済も変わる」をテーマにお話しいただきます。

次に2ページをご覧ください。今年度も人材育成事業の一環として、はちのへ女性まちづくり塾を開催いたします。今年度は、男女共同参画、市の財政、中心市街地の将来像など様々な分野を盛り込んでございます。開講式は7月26日となっております。

その下をご覧ください。7月30日に、総合教育センターにおいて「学校教育関係者等研修会」を開催いたします。講師には、お茶の水女子大学教授で、同大学附属中学校長の三輪建二先生をお招きし「男女共同参画の視点で学校教育を進めるために」をテーマにお話しいただきます。

また17年度、18年度に続きまして、今年度も県の人権啓発活動地方委託事業を受託し、八戸市健康まつりや各地区公民館まつりなどに出向いて、パネル展の開催、啓発物品の配布をして人権意識の啓発に努めるものでございます。

19年度の主な事業は以上でございます。

最後に、男女共同参画社会をめざす はちのへプラン 2006 の推進状況調査についてご説明申し上げます。

今年度は、18年2月にはちのへプラン 2006 を策定いたしましてから初めての調査になります。この調査は、皆さんに本日お持ちいただきました男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2006 実施計画に登載されております130の事業について18年度の実施状況、計画の達成状況等を各事業担当課のほうから客観的に評価してもらいまして、その結果を男女参画国際課で再度評価いたします。それらをまとめたものを審議会の皆さんから総合的に評価をいただきまして、全体の調査結果としたいと考えてございます。なお、この結果につきましては報告書にまとめるほか、広報はちのへ、ホームページで公表することにしてございます。

以上で事務局からの報告を終わります。

●会長：ありがとうございました。

ただいまの事務局の報告について何か質問、ご意見ございますか。特にございませんか。
(特になし)

<議事>

●会長：では、今日の議題である男女共同参画に関する苦情処理について審議に入りたいと思います。

まず事務局のほうから苦情処理に関する概要説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

●事務局：それでは概要をご説明申し上げますが、今日配布いたしました苦情処理フロー図、それからホチキス止めされております2枚ものの「男女共同参画基本条例より」で始まっている資料、それから事前に郵送させていただきました苦情処理ガイドブックのコピーをお手元にご準備ください。

苦情処理についてご審議をいただきますが、事務局でまずたたき台を準備させていただきました。それをご説明申し上げますので、後ほどこのたたき台の考え方などにつきまして、

委員の皆様からご審議いただければと思っております。

まず、男女共同参画基本条例の第 14 条のところで、苦情の処理ということをやったってございます。これに基づきまして今回、苦情処理の仕組みを作っていくものでございます。第 14 条の 1 項だけ読み上げますと、「市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民及び事業者からの苦情を適切に処理するために必要な措置を講ずるものとする」とうたってございます。検討のポイントということで、A) 男女共同参画の苦情処理の対象となるもの、それから 2 枚目、苦情処理にあたる機関や機関の役割等というふうに、整理しておきました。

苦情処理の対象、まず受け付けるもの、受理するものですが、条例にもうたってありますとおり「受理する」事案①市の男女共同参画を推進する施策や措置に対して、意見や要望があるもの、②市の施策や措置が、男女共同参画の推進を阻害していると思われるもの、これらが苦情処理として受け付けるというふうに考えました。次に「受理しない事案」ですが、市ができる形で載せてはございますけれども、これらは国の内閣府からも出ておりますガイドブックのほうでも掲げてありますし、また各市の状況、県の状況なども参考にさせていただいて項目を出してみたものです。そちらにあるものの考え方としては、今ここで作ろうとしている苦情処理の仕組みのところではなくて、他の機関、例えば裁判所だったり、議会だったりとかで苦情処理をしていただく、措置をしていただくものという考えで整理されているものです。①から⑧まで挙げてみました。

それから申し立てることができる人、受け付ける対象者ということになりますが、やはり市の条例に則ってということになりますので、①は市内に在住、在勤、在学している方、②は市内で活動している事業者及び団体ということが考えられると思います。

続いて 2 枚目に参りますが、ここでは、その苦情をどのようにして処理していくのかという仕組みを考えていきます。事務処理の仕組みの例として、ア、イ、ウという形で 3 パターンを出してみました。まず、ア第三者的立場の附属機関、苦情処理委員会とか苦情処理部会とかいろいろと言いがございますけれども、そういう形で処理をする。それから、イ既存の審議会等を活用する。こちらですと、今のこの審議会で処理することになります。審議会の下に苦情処理部会を設けるという形でのやり方も考えられるかと思います。それから、ウ関係部署が、互いに調整しながら処理をする。これはいわゆる私たち行政の内部で、関係するところが連絡調整を図りながら処理していくという考え方です。

その下に比較表がありますが、検討の参考としていただくために整理してみました。メリット、デメリットという形で出してみました。第三者機関を設けた場合であれば、メリットとしては当然公平性が確保される、それから迅速な対応処理も期待されるであろうと思われます。申し出の内容によってですが、もしかすれば個人情報にかかわるものが出てくるかもしれません。しかし、第三者的立場の機関としても、大人数とは想定しているわけではなく、他都市の例も勘案し、せいぜい 2、3 人程度と想定しているものですから、そんなに情報が拡散することもないのではないかと考えました。デメリットは特に見つかりませんでした。こういうスタイルを取っておりますのは、表の右側に小さな文字で出ておりますが、埼玉県、鳥取県ですとか、それから桶川市、つくば市とか多数の都市がこういう第三者機関という形

で設置しているようでございます。

表の2番目の審議会の下に設置するという形で考えた場合のメリット、デメリットですが、メリットのところでは、審議会に処理をお願いするという形になりますので、男女共同参画推進の施策に関しては当然知見を有していらっしゃる。審議会の開催は、今日のような形で開催している時に、例えばそのまま切り換えて処理をするということも可能かと思われまます。ただデメリットとしては、審議会の開催を待って処理するというのであれば、苦情が申し立てられてから処理までの迅速な対応が難しいと思われまます。苦情処理は随時出てくるのであれば、審議会もそれに応じて、皆様にご足労願って処理部会に付託するなりということが必要になってくるということが想定されまます。この点がデメリットになるだろうと整理してみました。

最後の、関係部署での連絡調整、行政内部で処理してしまうという形であれば、メリットといたしますと、随時受け付ける苦情に対しては、即時対応するのが可能だろうと思われまます。ただしデメリットとしては、内部で処理してしまうので公平性が確保しきれないだろうというような形に整理してみました。

今回は事務局案として苦情処理委員会を設けるという形で考えたものが、苦情処理フローという1枚のペーパーに整理された流れの図でございます。メリット、デメリットを勘案し、他都市の状況を参考にして第三者機関を設けた場合のフロー図を作って皆様にご提示したものです。

申し出を受け付けまして、それを苦情処理委員会に調査依頼します。苦情処理委員は、施策の担当課のほうからも事情を聞いて、申し出者からも申し出の内容なり事情を聞いて、事実を確認していただきます。それに対しての処置・対応の意見をまとめていただきまして、それを提示していただきます。それに伴って、市のほうでは施策の担当課に是正の指示を出し、是正の指示を出された担当課のほうでは、処理方針を決定して報告してもらいます。申し出者には、市のほうから経緯を含めて結果を報告させていただきます。最終的に処理されたものを男女共同参画審議会の皆様にご報告する、というふうな大きな流れで考えてみました。

人選は、ここでは参考に弁護士や審議会経験者などを挙げてみました。

以上が事務局の案でございます。これにつきましてご意見をいただければと思ひまます。

●会長：ありがとうございました。

男女共同参画の苦情処理に関しては、今の資料の一番上にもございますが、条例の第14条に苦情等の処理という基本が書かれてあるわけですが、その具体的な進め方について、今事務局のほうから案を出していただいたわけですが、この案に沿って進めていきたいと思ひまますので、それぞれのテーマでご意見をいただきたいと思ひまます。

いまの説明で何かご質問ございまますか。

●委員：ちょっと補足していただきたいことがあるんですけども、比較の表で第三者機関を設けるといふところで、埼玉県、鳥取県等を参考にされたようですが、具体的にはそれぞれの第三者機関では、人数やどういう人が選ばれているのか、どういう処理をしているのかとか、もう少し詳しい内容、代表的なところを、お話していただけないでしょうか。

●事務局：桶川市は、第三者的な機関として委員を二人お願いしてございます。1名の方は大学の教授の方、もう1名の方は弁護士の方をお願いしているようでございます。

ここには例として出さなかったんですが、熊本県菊池市でも、弁護士とNPOの代表の方二人をお願いしているという例もございます。

●委員：確認したかったのは、弁護士とか法的な専門家が入っているかどうか聞いたかったというのと、普通こういうのは学識経験者とか、結局男女共同参画をやっている人が重なる場合があるので、それ以外の一般の人と法律専門家が入っているかをお聞きしたかったんです。

●会長：他にご質問ございませんか。

それでは、この資料に沿って一つ一つ検討していきたいと思います。

まずは、最初の苦情処理として受理するのকাশないのかということでございますが、受理する事案と受理しない事案というふうに分けて書かれています。この内容についてはいかがでしょうか。苦情処理のガイドブックのコピーを事前に配布していただいて、ここにもいろいろ参考になる部分を書いてあったと思いますが、この受理するのকাশないのかという案件については、ご意見ございますか。

●委員：私が見た分では、大体よろしいと思います。

苦情処理申出書が提出になって受け付けをされる男女参画国際課、ここがこの受理する事案なのか、しない事案なのかというのを判断する一番重要な窓口になるのではないのかと思います。従って、この判断基準をきっちりとやっておく必要があるのではないのかと思います。これは客観的に見て、弁護士なり裁判所なり行政とかそういったところで争いが必要とされているというのは分かりますが、明確にどこが処理するものだろうという判断が困るだろうと思うのです。そこを、窓口が大変にならないように、分かりやすい基準を定めておいたらいいと思います。

●会長：確かにそうですよね。担当する課がどう判断するかっていうことになるわけですが、基本的にこの受理する事案の1番、2番に該当しているという判断ができれば受理するし、それ以外の1番から8番の中身であれば受理しないという基本的なところを決めておいて、あとは行政の担当課のほうで判断をするわけですが、今おっしゃられたとおり、具体的な中身になるとなかなか難しいかもしれないですね。基本的にこの中身でよろしいでしょうか。他に何かご意見ございますか。

●委員：私も同じように、クレーマーとかいろんな方がいるので、やはり振り分けるのがすごく難しいと思います。本当に些細なことにこだわって肝心なことが進まないということ懸念します。やはりこれは検討に値するとか、他の部署に回すとか、最初の判断をきちんとしておかないと後々大変だと思います。

それから担当の方にお聞きしたかったんですが、もう始めているところはどのくらい苦情処理というのはあるものなんでしょうか。本当に専任の方がいても電話の置く暇もなく来るものか、それともひと月に何件というものか、全然見当がつかないので教えていただけますか。

●事務局：件数とかをホームページで公開しているところもありますが、機関を設けてから

それこそ処理案件ゼロというところが結構多くて、国で出しているこの苦情処理ガイドブックでも、県の処理機関での受理状況が出ていますけれども、ほとんどゼロという形でございます。相談みたいな形で持ちかけられても、お話を伺って、先ほど心配してくださったように、話を聞いてみたら、別の相談で取り扱うものだったというケースが結構多いようで、本当に受理するというのは、年に1件2件かゼロというのが多いようでした。

●委員：八戸市では都市宣言をしてから何年かが経過しているわけですがけれども、これまでに何か、新聞等ではいろいろ書かれたりするのを拝見はしてるんですが、直接市のほうにこういう苦情は今までありましたか。

●事務局：某新聞のこだま欄に話題になったこともございましたが、そのほかに例えば施策の件で、申し出というのにはございませんでした。

●委員：それは、市民がまだ男女共同参画に関する意識がまだ低いのかなという気がしないでもないんですけれども、やはり苦情があるということは関心があるということでしょうか。

●事務局：市民の方の意識というのもあると思います。またそれとは別に市のほうでは、例えば市民相談室という組織の中で相談受付ですとか、別の受け付けもございますので、もしかすればそちらのほうで処理できていた部分もあったかもしれません。

●委員：市の相談室には、例えばこっちが受理しなければいけない事案とかも行ったりするのではないかと思います。単なる苦情だけではなくて、市の男女共同参画のことについての苦情が相談室に行ったりはしないのでしょうか。そことの連携はどのようにするのですか。

●事務局：今のお話のとおり、市には市民相談室がございまして。それから家庭（児童）婦人等相談室というのを福祉の部分でも持っております。今お話がありました市民相談室ですが、ここでは様々な法律相談、専門家の弁護士の方が入ってくるとか、行政書士とか専門の方々が入ってくる相談、離婚問題、消費相談的なものがこちらのほうに来てございます。ですから、私どものほうに直接男女共同参画にかかわったもの、具体的にそういうところに入ったわけではなくて、切り口とすれば相談のケースで入ってくることが多いと思います。その中で振り分けていきますと、確かに私どものほうにも関係するということが、出てくるのかなとは思っております。ですから、各関係相談機関との連携というのは必要になってくるかと思っております。連携もしながら話していけばフォローができるのではと思っております。

●会長：確かに委員がおっしゃったように、3〜4年前ぐらいに、デーリー東北のこだま欄に男女共同参画に関するいろんな投稿が4〜5回ぐらいありましたね。その中の意見で、完全に苦情処理にあたるようなものは、なかったような気がします。

●事務局：ご指摘のとおりちょうど平成14年度のときに、かなりの回数が出ていました。内容的には例えばジェンダーの言葉の使い方がどうだとか、小学校とかで今やっている男女混合の名簿の使い方がどうだとか、そういうふうなものでしたので、今回の施策の苦情を受けるといふ形にはあたらないかなと思っております。

●会長：難しさという点では、いろいろご意見出されましたけれど、この苦情処理として受理するのかしないのかの、受理する事案、受理しない事案のAの部分に関しては、この内容でよろしいでしょうか。

それから、苦情申し立てができる人ということで、市内に在住、在勤、在学している人、

2番目の市内で活動している事業者及び団体、これも問題ございませんね。

続いて次の、苦情処理専門機関を設置するのかどうかということで、案としては3点書いてございます。それぞれメリット、デメリットも出されておりますが、この中身についてはどれがいいか、ご意見ご質問ございませんか。

第三者的立場の付属機関を作ってそこで処理をするか、この男女共同参画審議会を活用して審議をするか、行政の中だけで、関係部署が互いに調整しながら処理をする。このように3点が出されておりますが、これについてはいかがですか。

●委員：現在実施しているところで件数が多くないということでしたが、費用の面から考えてだったら、八戸市もそう潤沢じゃないと聞いておりますので、新しい機関、第三者機関とかいずれにしても審議会の下での苦情処理だとお金がかかると主婦根性でってしまうんですよね。いろいろデメリットもあるかもしれないけれど、私はそういうふうに件数が多いのでなければ、関係部署で受理するのがいいと思います。でも1点、注文を言わせていただければ、やはり積極的に拾い上げるといったら変ですけども、やっぱり新聞の投書欄ももちろんそうですけれど、公民館やなんかに出向くこと、そういうところでも一般の方のお話を聞いて、苦情を拾うというか、そういう姿勢であってほしいなと私は思いますが、いかがでしょうか。

●会長：委員から今、ご意見出されましたけど、他にご意見のある方いますか。

●委員：行政に対する苦情を受け付けるのに、行政の部署がかかわるのはちょっと問題があるのではないかと私は思います。ですから第三者機関のほうが私はいいいと思います。行政への苦情を行政が判断するというのは、ともすればここに公平性を確保しきれないというデメリットがあります。そういう点からいくとやっぱり第三者機関に委ねた方が、行政をやっている人にとっても非常にメリットがあるんじゃないかと思えます。ちゃんと指摘を受けるということは実は大事なことはないかと思えます。

●委員：人数的にも、2~3人とあるわけですし、私も同じ意見です。

●会長：他にご意見はありますか。

●委員：私も同じく第三者機関がいいと思います。行政内部だけで処理してはいけないんじゃないかなと思います。実際に施策や措置に対しての意見や要望があるわけですから、非常に問題としては高度な問題になって、内側にいる人がその認識がどの程度あるのかということになると、やはり第三者が別な立場で考えたほうがいいんじゃないかなと思います。そんなに費用も問題にならないかと思えます。

●会長：他にご意見ございませんか。

●委員：第三者機関というご意見が多いようですけれども、私は第三者機関とした場合に、非常にその委員の人選が大変じゃないかと思えます。今のところそんなに苦情があるわけじゃないということで、審議会の中で、もしその年度にそういう苦情が出てきたら出していたでいて、ということにしたらいかがでしょうか。この男女共同参画社会について理解を深めている方というのは、非常に少ないと思うんですね。ただその第三者機関にする場合は、その人選を厳しくして、お願いするときに法律から何から、また日本の男女共同参画社会の状況を十分知っていて対応できる方にしないとイケないんじゃないかと思えます。

●会長：それぞれ3点に支持者が出てますが、もっとご意見ありますか。

●委員：苦情処理部会とか名称は別にして、第三者機関を作るということになると、今考えられているのは学識経験者、この審議会の経験者、あるいは各種の相談を経験された方々から2名か3名程度で処理部会を作って対処していこうという考えのようになっているわけなんです。この審議会で上がってきた問題を、それぞれこのメンバーが判断するわけですが、かなりの時間を要したりとか、上がってきた問題によってはスピーディーにさっさとやらなければならないものが出てくる可能性があるわけです。そうすると、私たちがみんなで集まってということもお金もかかるわけだし、人が集まれなくて審議会が成立しないとか、そうすると非常に申し出てきた人に迷惑がかかるのではないかと思うので、できるなら私としては、苦情処理部会の方々にご足労いただいて、進めていったらよろしいのではないかと思うところがございます。いかがなものでしょうか。

●会長：他の方いかがですか。

●委員：私なんかはこれをもらったときに、苦情といっても具体的にどういうものを書けばいいのかなと、まず構えてしまった部分もありました。青森労働局雇用均等室のリーフレットのように、具体例を書いてわかりやすくすれば、こういうのも苦情・意見として出しているのだというように浸透すると思います。そして実際運用させて何件くらいで、その量によって、やっぱり私も公平性を課したほうがいいと思うので第三者機関でやったほうがいいと思います。

あと、青森県の男女共同参画課では平成18年の4月から運用されているそうですが、こちらのほうには事例があるのでしょうか。

●事務局：今まで事例はないようです。

●委員：結論としてはやはり第三者機関に委ねるというのに賛成します。しかし、本当にこの苦情処理ということについての理解が、県民というか、八戸市民に、まだ本当に行き渡ってないと思います。そういう意味で、とりあえず事務局のほうで、広報活動するのが一番大きな課題じゃないかなと思っております。私なんか単純に考えて、この受理しない事案以外は全部受理するのか、というように考えてしまうほど、①と②の文言は曖昧ですよ。ですから、やはり事務局にご苦労かけますが、もう少し具体的に他県の例とかを参考になさって、こういうふうなものは私どものほうで受理しますとかということ、まず苦情処理ということを決めるほうが先ではないかなと思ってます。ですから結論としては、私は第三者のほうに賛成にします。

●委員：関連してなんですが、苦情処理の案件は青森県ゼロで他のところでもほとんど数が少ないということですが、その理由として、単純にPRが足りないとか浸透してないだけなのか、それとも相談するのに敷居が高いのか、あるいはもし申し出をした場合のデメリットとか、例えば働けなくなるとかいろいろ心配があるとか、あるいは本当に深刻なものは法的な措置とかそちらのほうにいつてしまうのかとか、いろんなものが交錯しているから極端に少なくなっていると思うのです。もちろん具体的にPRをどんどんやったとしても、やれる範囲でやってもそうじゃない理由で相談できないという場合があると、これは根本的なこ

とが問題なので、現時点でその辺はどんな感じなのでしょうか

●事務局：男女共同参画の認識が市民の中に浸透していないというお話ありましたけども、この苦情処理検討資料の一番上のところに苦情等の処理という条例第 14 条の条項がございます。ほとんどは、第 2 項のほうの、市民の方からの苦情とか相談、こちらがメインだというふうに考えています。第 1 項のほうは、先ほど申し上げましたように市の施策が、男女共同参画の趣旨に反するとか、取り組みが足りないといったようなものに対する措置要求ということで、市では前々から実施計画を作って、各課でいろんな取り組みをしています。十分ではないかもしれませんが、それぞれの課ができることでその施策を打ち出して計画に従ってやっているということで、それは他の都市、あるいは県でも同じでございまして、そういう意味で施策そのものに対する苦情とか要望が少ないんじゃないかというふうに思っています。ただ私どもが実務をとって、気がつかない部分は当然あるわけでございまして、そういうのがあった場合にはこの第 1 項に該当するのではないかと思います。この部分がまだ、ちょっと施策として足りないのではないかなというようなご指摘がいただければ大変ありがたいです。そのための苦情処理委員会でもあるというふうに思っています。それぞれの取り組みを進めていることが一つと、先ほど委員がおっしゃったように市民の方の認識がまだちょっと足りないところがあります。ですから、両面やっついていかないといけないので、そのための処理委員会ではないんですけども、気がつかないところを教えてくださいというのが基本的な考え方だというふうに思っております。

●委員：相談する市民の立場からすると、私はここの男女参画国際課のほうに相談したい、私は市民相談室のほうに相談したいというように振り分けできる方はほとんどないと思います。相談窓口になっているのが、今であれば市民相談室というのが市民の方々に行き渡っていると思いますが、そこに来たときに、いろんな部署との重なるの部分が多いのではないかと思います。そういう重なるの部分がある窓口で采配してくれるという機関が、市民の立場からすると大きな役目ではないかと思います。相談する仕組みにあたっては第三者機関、外部の専門の方々の力を借りて、即相談に対応するというのがとても大事なことだと思います。

●事務局：市民相談室というお話がありましたけども、市民相談室ではいろんな相談がございます。何から何までと申しますか、借金の問題から家庭の問題から施策の問題から、いろんな相談が参ります。当然答えられるものと即答できないものがございます。例えば道路の側溝を直してくれとかいろんなものが来ますけども、そういう場合は当然担当課にこういう相談があったと、申出者を確認した上で回答のお願いをしています。そういう意味では連携は取っているつもりでございまして、ですから今おっしゃったように、そういう仕組みがまだ足りないというのがまさにこの苦情処理委員会に出てくるわけです。市民の方から受け付けたらちゃんと処理できるような仕組みをきちんと作ってほしいというようなご意見があれば、それがこの苦情処理委員会にかかって、庁内で検討して、「こういう仕組みを取ります」という回答を申し上げることになるかと思っております。今でも私どもは気をつけてやっているつもりですが、市民の皆様になかなか見ていただけない部分もあります。

●委員：大変なご苦勞をしてくださっているのですが、私たちが今アンケート調査で企業の実態を把握しましたよね。企業の回答が 40 何パーセント、あとの 50 何パーセントが回答す

らできていないというあたりの意識の問題も、こちら側からの手の差しのべ方が必要だと感じています。

●事務局：確かにおっしゃるとおりです。景気が悪くてそれどころじゃないというところもありました。

●委員：私が婦人相談員をしていたとき、男女共同参画にかかわる相談が多かったのですが、そういう意味での連携というのは、わりかし庁内では、うまくいっているのではないかと感じております。例えばそれが、県や裁判所などのかかわりでも連携していて、また、男女参画国際課のほうにも何人か外国人女性のケースで連携をとって動いていただいたりということが過去にもたくさんありましたので、庁内としては努力をしているような気がいたします。一応ご報告しておきます。

●委員：毎日のように新聞に法律相談とか、様々な相談のお知らせが出ていますよね。果たして、どれぐらいの人が利用しているのだらうと、興味は持って見ておりました。私も、ずいぶん前に相談したことが一度ありまして、その対応の仕方がかなり横柄で、二度と相談することはありませんでした。先ほど申し上げましたように人選をきちんとしてほしいと思っています。それから謝礼の問題。内容については、もちろん個人情報ですから、公表は難しいのかもしれませんが、答えた内容、質問した内容、今はまったく雲の中ですよ。また財政難の今、税金は使えないという状況に対してどうしたらいいのか、きちんと使われているのか、本当に相談者の悩みを解決しているのか、まるで知らされないまま来ているということです。

●事務局：個人情報の部分が非常に多い状態です。当然意見ごとに記録は取っております。月別に、例えば結婚、金銭とかいろんな事由別に統計も取っております。私はたまたま担当なのでそれに全部目を通しております。やっぱりどうしても出せない部分、個人的な部分が多すぎるということですね。それから専門の方をお願いしておりますけれども、無報酬の方がほとんどで、それでやっていただいているというような状況です。司法書士、行政書士、弁護士、それから人権擁護委員と、皆さんのご協力をいただいてやってるというような状況でございます。

●委員：そのとき窓口の方が忙しかったりすれば相談した方に対してどういう態度をとるかということもありますよね。役所でしか内容把握できないので、相談に行った場合は本当に真摯に対応してほしいという気持ちで、私はいつも相談の窓口を見ていました。

●委員：一つ一つの案件は一つ一つ個人に、自分の問題であれば自分の問題として解決する部署はみんなあると思います。それぞれの個人的なことであれば、その解決に向かってそれぞれの課が担当してやっていることはやって。そこで苦情処理の対象となるものというのが、施策や措置に対して意見や要望があるものということなので、一つ一つのことじゃなくて、先ほどおっしゃったようなそういう仕組みがきちんとしていなければ仕組みをきちんと作ってくださいという部分の苦情であろうと思われます。やはりそういう高度なというか、やっていることは個人一人一人のものではないので、やっぱり第三者機関かなというふうに私は思っております。

●会長：いろいろ皆さんからご意見出していただきましたが、多数決でいくと第三者機関が

多いという形にはなりますが、私も第三者機関でやった方がいいんじゃないかというふうに考えておりました、ここのBのまとめとしては一応Aの第三者的立場の附属機関が処理する、という形でまとめたいと思いますがよろしいですか。

※委員全員了承

●会長：続きましてCの苦情処理専門機関は、どういった組織になるのか、調査・審議の仕方、3点、構成人数2〜3人程度、あるいはその審議会との関係はどうするのか、この辺に関してのご意見を伺いたと思います。この点はいかがでしょう。

●委員：その前によろしいですか。この機関の強制力というのはどの程度のものなのでしょう。例えば、もう施策に関しても、説はごもっともですが、やはり予算がないのでとか、鋭意努力しますとかいうように終わってはもう努力が何にもならないわけですよ。でもそんなふうになる可能性もあるのでしょうか。

●事務局：ものによっては考えられます。例えば、少子化対策のために中学校まで医療費は無料にしてくれというお話が出ます。これは非常にいいことですが、当然膨大な予算がかかるわけです。そうしますと、お気持ちは分かりますけれどもすぐにはということが、当然出てくると思っています。

●委員：やはりそうですよね。

●会長：苦情処理のフローでは、第三者機関か審議会を活用するかどっちかの場合のフローを書かれたものです。これも参考にしながら人員も2〜3人程度、2人か3人かでは大分違いかもしれませんが、この辺も含めてご意見を伺いたしたいと思います。Cの調査審議の仕方1、2、3と構成人数についてです。

●委員：その下の位置付けとして、審議会の下部組織になるのかと別組織になるという案がありますけれども、ここが結構問題なのでしょうね。

●会長：フローを参考にさせていただいて、こんなイメージでいくとすればどうなるかなということでご意見を伺いたしたいと思います。

市が受理した苦情について、市が苦情処理専門機関に調査審議を依頼する形になるわけですね。それを受けて苦情処理専門機関がどういった方法で調査をしていくのか、どのような役割を担っていくのか等についてのご意見をお願いします。

●委員：最初に戻ってしまいますが、寄せられる苦情とされるものの中で、受理する事案の②の市の施策や措置が、男女共同参画の推進を阻害していると思われるものは、ある意味苦情そのものだと思うのですが、主にこれはどんなような形のものを想定されていますか。

●事務局：委員の皆様事前に郵送させていただいた苦情処理ガイドブックのコピーがございますが、6ページのところで、どのようなものが施策についての苦情に該当するのか説明があります。例えば夫・パートナーから暴力を受けた被害者への行政の自立支援策が不十分であるとか、別の事例が並んでございますけれども、こういうふうなものであれば、男女共同参画の施策に関しての苦情というものとして受け付けるものであろうというイメージでございます。

ただ実際受け付けるとして、このように明らかに支援策が不十分だとかご意見が出てくれば私どものほうもそれなりに対処できるのですが、別なほうからの切り口で入って、これは

こういう部分で策を講じたほうがいいのかというふうにはできるかと思えます。そちらのほうが多いかと思えます。先ほども具体例はというご意見がございましたが、正確にここの部分というようなところは、なかなか難しいです。聞いていくうちに、判断していくこともあるかと思えます。大きく2つくらいに区分させていただいているというようなところがございます。そこについてご理解をいただきたいと思えます。

●委員：最初の面接などが重要だと思えます。そこはどのように考えていますか。

●事務局：それは私どものほうで受けたときに、市民の方々からどういうふうなお話なのか聞くということがございます。そしてその内容に応じて、苦情処理委員会に依頼するかどうか、その対応については、その場で解決できるものとそうでないものがあると思えます。その日にすぐ解決できないものも多いかと思えます。そこで一旦受け付けをして、苦情申出に來た方々には処理の流れを説明します。まず先に苦情申出者からお話を伺い、処理委員会に諮ります。苦情申出に來た方の話を再度委員の方々からも聞いてもらい客観的に判断をしてもらうとか、担当課と話をするなどして事実確認をします。第一段階としていろんな話を聞くということです。

●委員：最初の受付というのはこのフローでいうと男女参画国際課の部分ですか。

●事務局：そうです。窓口での受け付けを随時にするか時間帯や曜日を決めるかはまだ具体的に決めていませんが、当課で窓口を持つ予定であります。

●委員：アンケートのときと同じで、苦情を処理していただきたいと希望してくる方がどのくらいこの男女共同参画社会の趣旨を理解して自分で判断して窓口に行くかですよね。ですから、アンケートに対する事業所などの関心とか知識とかそういうことを考えれば、あまり来ないと思えます。

●会長：申出人のレベルを検討してもしょうがないことだと思えますので、申出人が来て届書を提出されると、受け付けるのはこのフローでいきますと男女参画国際課で、それを分類します。それで受理したかあるいは調査開始をするというようなことを申出人に連絡すると同時に、中身の検討を施策の担当課等に渡して、同時に苦情処理委員会にかける、というこのパターンですよね。それでこの苦情処理委員会として検討して、申出人に事情聴取をしながら調査をする。

●委員：苦情申出書を提出となっておりますが、書面で苦情というのは提出するものなのでしょうか。電話だとだめなのでしょうか。

●委員：それは書面でないとだめだと思えます。電話だとしゃべった、しゃべってないという問題が起こりかねないので、明確でないところがあります。

●委員：そしたら一般の人はなかなか大変ですね。

●委員：簡単に書いてもらえればいいのかではないでしょうか。

●事務局：窓口に直接来られて書面にするというところもあるかと思えます。その時に一旦その話を伺って、後日、苦情処理委員の方々ともたお話をするということが、状況によっては出てくるかもしれません。

●委員：今、Cのところの苦情処理専門機関の位置付けというところで、結局この審議会は、苦情処理委員会の処理に対してどのくらい権限を持つということが出来るのかなということ

を、この表を見ながら考えていました。要するに、苦情処理を委員会として行った行為が、果たして正当なのかどうかです。そこはまた難しいんですけども、申出人にとってよかったことなのか、あるいは法的に見て正しかったのかということもあると思うんですが、この審議会が最終的に評価をするのか、そういう立場にあるのか、そこがはっきりするとこの位置付けのアとイというふうなところが決まってくるだろうと考えました。

●会長：この案でいけば、ここで検討したことが100%じゃなくて、最終的には男女共同参画審議会でも審議をしたらいかがですかという案になっているわけですね。ですからその辺も含めてご意見いただけますか。

●委員：そこが明確でないと、位置付けというものはっきりしないような気がして、どうなのかなと思っていました。事務局のサイドではそこはどのように考えていますか。

●事務局：事務局案では、審議会と第三者機関とは全く別の機関として位置付けたいと思っていますが、審議会との連携は図っていくつもりです。

●委員：そのことでちょっと確認したかったんですけども、例えば処理結果を通知しますよね。ところが先ほど事務局が言ったように希望に沿えない場合どうするのかということなんです。うちの審議会でもう一度取り上げて、ちゃんとやってくださいというふうに審議結果として出すのか、処理したけれどもなかなか実現しなかったということになると、それはそれで大変問題だと思うのです。例えば一番分かりやすい例で、一昔前は、こういう審議会は男の人ばかりでした。なぜ女性を参加させないのかという話があって、女性委員の登用をもっと増やしていくという措置が出てきたわけです。各種委員会とかそういうのでも、民間から人を募るときは女性と男性を一緒にするとか、そういう措置が出てきているわけですけども、さっきみたいな事例になると、なかなか実現までいきません。そういう場合に審議会が、ちゃんと強力に答申をして、きちんとやってもらうよう、行政に注文をつけていくというような形にするとすれば処理結果の後が非常に大事なのではないかと思います。

●委員：そう思います。だから提案をしました。この審議会の位置付けをはっきりしていただいたほうがいいのかと思います。確かにその基本条例に則ってこの審議会を設置したなっています。この審議会というのは、ずっとこれからも続くのかと思うわけです。私どもの任期は20年までですけども、その後また新たにこの審議会がずっと継続していくのか、目的が達成されたのでおしまいですということになると、また処理委員会の位置付けとまったく別個になってしまいます。そういうふうに考えるのか、そこを意思統一したほうがいいのかと思います。

●会長：男女共同参画審議会との関係ということで、下部組織とするのか別組織とするのかということでございますね。下部組織とするのであれば、最終的にはこの委員会の意向で決まっていくということでいいわけですね。別組織とすれば、そこは苦情処理委員会で結論を出して、あとは行政との対応で決めていただいて、審議会には報告だけという形になるわけですね。この辺はいかがでしょうか。

●事務局：それは当然審議会のほうにも報告、あるいは意見を求めながらやっていきます。報告もしながら、あるいは状況によって意見をいただいて、それも含めながら苦情の報告を受けた審議会からの意見は、市への提言というものにまで反映されていくというケースもあ

るかと思えます。

●会長：そうすると、このフローでいくと一番下ですね。

●事務局：そうですね。今は一方的なラインだけになっていますが、意見の部分も出てくるとなれば、審議会から市への提言だとかそういったものにも反映されていくというフローになります。

●会長：そうすると、申出人の位置が審議会の後にくるのであればまだいいのかもしれないですね。

●委員：この一番下にある男女共同参画審議会が、報告だけを受けるという感じに見えるので、場所を動かしていただければと思います。

●事務局：そうですね。事務局案で流れを作ったので、その位置付け的なものってというのは、これだと見えにくかったかもしれませぬ。

●委員：逆方向に矢印を付けるのはどうですか。双方向に、審議会からも提言をする。報告を受け、その後に審議会から市に対して提言なりをするというようなことでどうでしょうか。

●会長：男女参画国際課へ逆に矢印を審議会から受けるような形ですね。申出人はその後にするかどうかということですよ。

●委員：そうしますと、課のほうとしては、いわゆるイのほうの別組織という立場で考えて、提案なされたということになりますね。

●事務局：そうです。

●会長：今日は皆さんの意見を聞いて、もう一度事務局のほうでまとめていただいたものを、次回まとめるという進め方をしたいと思います。他に意見ありましたら自由に出してください。

●委員：下部組織にすると、きっと動きにくいと思います。下部組織にすると、必ず審議会に意見を求めてからじゃないと処理できない形になると思うんですよ。ですから、別組織は別組織でかまわないと思いますが、この男女共同参画審議会が一度それを受け止めて、状況報告を受けた後に意見なり提言なりをできるというふうな形にしておけばいいのではないかと思います。

●委員：私個人的な意見なのですが、例えば、子育て支援の病後児保育を増やしてほしいと思っていたときに、今まででしたら多分市民相談室に行くと思うのですが、男女参画国際課で苦情処理フローというのができれば、今の意見を紙に書いて男女参画国際課のほうに出せば審議していただける対象になるのでしょうか。

●事務局：そうですね。その施策方法に影響する部分であれば男女参画国際課で受けることになるかと思えます。

●委員：今の項目でしたら、さっきの受理する事例の①の意見というのに入るのでしょうか。

●事務局：意見と、こういうふうな施策の提案みたいなものも当然あると思います。

●会長：今のようなご意見が提出されて、これは検討するに値するとかしないとかという判断を男女参画国際課ですることになるわけですよ。それはそれでいいとして、提案や意見があったことは、この審議会に報告をしていただけるわけですね。行政の、言い方が悪いですが、エゴ的な考え方なのかそうじゃないのかは判断が付くことになるわけですね。

他に何かございませんか。

Cの調査、審議の仕方は、だいたい意見がフローに沿った形で出されたわけですけど、構成人数も2〜3人程度でよろしいですね。

●委員：3人ぐらいでしょうね。

●会長：それから、男女共同参画審議会との関係はということで、先ほどの下部組織にするか別組織にするかもそうですが、それよりも審議会の意向が尊重されるような関係にしてほしいという意見が出ました。矢印を逆に付けるという意見も出されましたので、これについては、下部組織にするか別組織にするかというはっきりした形は取らないで、審議会の意見が、意向が尊重されるような形にするというようなことになりますね。

●委員：構成人数は3人ぐらいということですが、人選は具体的にはどなたがするんでしょうか。あと、その人が決まったけれど、どうも働かないといったような場合、チェックの方法とかあるのでしょうか。

●事務局：例として学識経験者の方などを挙げています。ここも次回に合わせて苦情処理の機関を設けるにあたって、また具体的な候補を皆様にご相談申し上げて人選をしていきたいと思えます。

●委員：市長からの委嘱になるのですか。

●事務局：はい。

●委員：そこを兼ね備えながら人選に入っていくということになる、という想定を今の段階でしておけばいいということですね。

●会長：他に何かございませんか。なければ、今日の検討した内容確認をしたいと思えます。

最初のAの苦情処理として受理するのかもしれないのかという中身については、この原案どおりでよろしいんじゃないかということです。

それからBの苦情処理専門機関を設置するのかということで、これに関しては第三者的立場の附属機関を設置して、そこで検討していただく、ということでございます。

それからCの苦情処理専門機関はどういった組織になるのかということで、これは苦情処理フローの中身でほぼよいということでした。申出人からの聴取、関係機関からの確認、委員全体で討議をする、ということで大体いいのではということですが、先ほども申しあげましたが、男女共同参画審議会の位置、検討する場を設けたほうがよいのではないかということです。構成人数は3人ぐらいが妥当だろうということでした。

審議会との関係は、下部組織とか別組織にするのではなく、審議会がかかわることができる中身で検討していただく、というようなことです。

苦情処理に限らず、男女共同参画に関するいろんな広報活動は、今後とも積極的に継続して行っていただきたいというようなことです。行政側の部署間の連携といいますか、現在も連携しているということですが、さらに連携を強めて進めていただきたい。こういうような意見も付して、今日の意向ということでまとめたいと思えます。よろしいでしょうか。

では、まとめを事務局のほうでしていただいて、次回の審議会に案として出していただき、その上でもう一度検討してまとめをするということにしたいと思えます。よろしく願います。

- 委員：いいですか、その他として。
- 会長：はい。まだ時間ございますから、どうぞ。
- 委員：19年度の男女共同参画推進事業です。

まず委託している事業についてですが、例えば昨年、男女共同参画の講演会に参加しましたが、もう少し内容があったらいいのという思いで帰りました。これから見直せるものなら、もう少し委託している事業について、ある程度内容についての要項とか指導をしていただいて、やっぱり実のあるものを目指していくべきじゃないかなという感想を持ちました。例えば今作っているパンフレットが役立っているものなのか、人が欲しているものなのかの見直しも必要かと思えます。あちこち刷られたものが山積みになっているのをよく見かけます。その辺はもう一度見直ししていただきたいという要望です。きついことを申し上げたかもしれませんが、私も男女共同参画にかかわっているので、まちが住みやすくなるよという思いで、参加してきておりますので、どうぞ再検討していただければ非常にありがたいと思えます。

●会長：意見は意見として承ってよろしくお願ひしたいと思えますが、推進事業の中身については、次回、2006年度の推進事業の調査結果報告というテーマがございます。そこで一つの事業について、昨年1年間取り組んだ内容を行政のほうから出てくるわけですね。そこでまたご意見がございましたら進め方について意見をいただきたいと思えます。

●委員：そうですね。審議会によっては、なんのためにこの審議会があるのかと考えさせられるものもあります。しかし、男女共同参画審議会は、非常に熱心にやられているので、ありがたいと思えます。

●会長：時間があと5分くらいしかなくなりましたが、冒頭申し上げましたとおり、事業所アンケート結果報告書が皆さんのところに配られていると思えますので、一言で何か、このアンケート結果報告書を見て感想なり、ご意見なりお願ひしたいと思えます。

●委員：これを見てもすごい仕事量だなと思えました。でも私は素人なものですから、これが果たして必要かというのも正直な感想でした。この審議会自体も開くことが重要なのではなくて、ここで審議したことがどれだけ施策に生かされるか、どれだけ強制力があるかなということも絡んで、やはりこれでこういうアンケートを取ってこれからどうするかということをもっと議論されていいのではないかと思えました。

●会長：他にご意見ございませんか。

●委員：このアンケート結果報告書はどこに配布されてますでしょうか。

●事務局：庁内には配っています。あとはアンケート対象事業所全てに送付しました。

●委員：それ以外には例えば庁舎の1階の受付のところに何部か置くとか、そういうことはしていますか。

●事務局：受付には置いていませんでした。

●委員：そうすると、一般の方が目にすることはないんですか。

●事務局：ホームページには全部掲出しています。

●委員：ホームページを見ることが出来る人たちはいいですが、見ることができない方もいっぱいいるわけですね。これだけのものを作って努力なされたのに、一般の方にも見てほし

いと思います。例えば高校だとか大学だとか、そういったところにも置く必要があるのではないかと感じています。もったいないと思います。ご検討ください。

●事務局：市の情報コーナーがありますので、早速置かせていただきます。

●委員：あと銀行だとか、一般の方がちょっと待ち時間に目を通せるだけでも違うと思いますので、ぜひご検討ください。

●委員：かなりの仕事量で大変だったと思います。多分これをリサーチするのもも相当な手間暇がかかっている。たくさん配りたいけれど、お金もかかりますからね。有効に活用できるようにしていきたいというふうに思います。

●委員：これ全部を一度に出すってことではなくて、少しずつ、テーマに沿って、例えば新聞社を通して記事にしてもらおうとか、そういう工夫をしていただければいいと思います。

●事務局：取材は実際ありましたが、それが残念ながら取材された新聞の記事にならなかったんです。

●委員：そうだったんですか。

●会長：他にご意見ありますか。

●委員：私もこの努力はすごいと思いました。ちょっと専門的な立場から回収率のことでいうと、この回収率はすごいと思っています。以前市民の生活に関する問題とか学術調査とかをやったときに、メール回収はしなかったのですが、我々のところでは大体 21%、25%まではいなくて、リーダーの教授が 20%以下だったらもうやめようと言っていました。他の同じような項目で、この男女共同の参画に関するアンケートもいくつか他のところでやっているものを見ると、大体 30%、一番高くて 35%ぐらいだったと思うので、このパーセンテージに不満な委員の方もいらっしゃると思いますけど、この手のもので事業所にやって 40%を超すというのは、かなりすごいと思うので、この数字の認識は社会学の立場から言っておきたいと思います。

●会長：ありがとうございます。

●委員：拝見しておりまして、本当に立派な資料だと思っておりまして、しかも中身が私どもの仕事と非常にかかわりがあるものでございます。今お話にもありましたとおり、この調査の結果については、多分現況よりはさらに進めたいというご意志があらうかと思っておりますので、その際はぜひ私どもとの連携をお願いしたいと思いますので、資料、会議での説明などおっしゃっていただきたいと思っております。ご活用のごほうよろしくお願いいたします。

●会長：ありがとうございます。非常に立派な資料で、見るだけでも相当な時間がかかるかもしれませんが、分析するともっといろいろおもしろいんじゃないかと思っております。男女共同参画審議会として、この中身をどうするという事はできませんが、個人的には、今もお話があったように回収率は非常に満足すべき中身であるとか、それから一つ一つの調査結果については意外とよそより良かったとか、あるいはまだまだこの程度だとかということがたくさんあるんじゃないかと思っております。この結果をこの本のまま終わらせないで、今後の活用に生かしていただくようなことで進めていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

今日の予定の議題は、これですべて終わりになります。まとめは先ほど項目ごとに一応まとめいたしましたので、そのままお願いしたいと思います。

次回は 10 月の下旬ごろ予定しています。テーマは男女共同参画に関する苦情処理についてのまとめと、男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 2006 推進状況調査の 2 点について話し合う予定をしております。この調査結果というのは事前に配布いただけるわけですから、またその中身をよくご覧になって参加いただきたいと思います。今日はありがとうございました。

<閉会>

●事務局：以上をもちまして、男女共同参画審議会を終了いたします。ご苦労様でした。